

2023年の求人倍率は1.31倍で2年連続上昇 失業率は2.6%

厚生労働省が発表した2023年の有効求人倍率は1.31倍と、前年から0.03ポイント伸びました。上昇は2年連続となります。新型コロナウイルス禍から雇用環境が回復しましたが、伸び率は前年より鈍化しています。また、総務省が発表した23年平均の完全失業率は2.6%と横ばいでした。

有効求人倍率は全国のハローワークで職を探す人に対し、1人あたり何件の求人があるかを指し、21年に1.13倍まで下がりましたが、22年に1.28倍と反転し、今回はさらに改善しました。ただ、コロナ前の19年水準(1.60倍)には届いていません。有効求職者数は190万9647人で1.4%減少し、新規求職者のうち転職希望者が減っており、厚労省によりますと「賃金の上昇を期待して転職活動を控える」といった動きがある」ということです。

2023年の労災死亡者数は48人 建設業は過去最少 北海道労働局

北海道労働局が発表した2023年の北海道内の労働災害発生状況の速報値によりますと、労働災害による死亡者数は前年とくらべ1人少なく48人で、うち建設業の死亡者数は過去最少の6人でした。

死亡者数の業種別の内訳は「その他の事業」を除くと、陸上貨物運送事業が前年より5人増え9人と最も多く、建設業が6人(前年23人)、製造業が5人(前年同)、林業が4人(前年1人)となっています。

死亡事故原因の内訳は「墜落、転落」と「交通事故」がそれぞれ10人(20.8%)、「はさまれ、巻き込まれ」が9人、そのほか転倒が4人、崩壊・倒壊が3人、激突が3人、おぼれが3人などとなっています。建設業の労災死亡者数は今まで最少だった2011年の10人を下回り、速報値ではあるものの過去最少となっています。

外国人労働者初の200万人超 「特定技能」伸びけん引

厚生労働省は、日本で働く外国人の数が2023年10月時点で204万8675人だったと発表しました。前年から22万5950人増え、初めて200万人を超えました。新型コロナウイルスの影響による入国制限が緩和され、感染拡大前の水準に回復しました。

国籍別ではベトナムが最多の51万8364人で全体の25.3%を占めており、次いで中国が39万7918人、フィリピンが22万6846人でした。在留資格別に増加率をみると、特定技能や高度人材を含む「専門的・技術的分野」が最も伸び、24.2%増の59万5904人でした。なかでも特定技能(13万8518人)の伸び率は75.2%と顕著で、そのうちベトナムが6万9462人、インドネシアが2万5589人を占めました。インドネシアの場合、特定技能が前年比で2倍以上に増え、同国からの労働者全体の伸び率も56.0%と国籍別で最も高くなりました。特定技能は技能試験や日本語試験の合格などを条件に、人手不足が深刻な業種で就労を認める仕組みで、飲食料品製造業、機械・電気といった製造業、介護などの分野で働く人が多くなっています。



- 美幌峠 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【有給休暇の時季指定義務】

2019年4月から労働基準法の改正により全ての企業において年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対して、有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、この時季指定は不要ですが、5日に満たない取得日数の労働者についてはその不足する日数を付与する必要があります。年10日以上有給休暇が付与される労働者が対象となりますので、比例付与により10日未満の日数が付与されるパートタイマー等には適用されません。個々の労働者について有給休暇の適正な管理が必要となります。

事務所より

例年と比べると、厳寒という日がやや少ない感のある十勝の今冬ですが、降雪に関しても今のところ、少なめのように感じます。ただ、十勝の降雪の特徴として、それまであまり雪が降っていなかった場合でも突然ドカ雪が降り、除雪作業や交通状況により、街全体が大混乱することがありますね。最近降っているような軽い少なめの雪であればいいのですが、除雪作業が大変になるような重い雪は勘弁してもらいたいものですね。

物流業界最大手の日本通運は、過去に退職した従業員を広く再雇用する「カムバック制度」を今年1月から開始したということです。深刻な人材不足の状況が続いていることを背景に、他企業においてもカムバック雇用制度の導入が進んでいるようです。元々、出産・育児・介護等の事情により退職せざるを得なかった従業員を再雇用するジョブ・リターン制度といった仕組みは以前から導入している企業は多かったですが、最近の傾向として過去の退職事由を限定せず、就労意欲のある従業員を幅広く再雇用する制度を導入する企業が多くなってきています。これらは現時点では大企業を中心に導入が進められている制度ではありますが、中小企業においても、大掛かりな制度化まではしないにしても、過去に何らかの理由で退職した従業員を少し幅を持たせた形で再雇用する仕組みを作っておくことは、今後も続くと思われる人手不足時代に対応するための一案として有効かと思われます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今年の10月から従業員数（社会保険の被保険者数）が51～100人の事業所のパートやアルバイトの社会保険の加入要件が拡大されます。週の所定労働時間が20時間以上、月額賃金が8.8万円以上等の条件を満たす場合には短時間労働者についても社会保険への加入が必要となります。社会保険の適用拡大についてご不明な点等ありましたら、お気軽にご相談ください。

